

三原村空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原村の商業の活性化及び空き店舗活用の促進を図るため、地域における空き店舗等への出店及び出店後の事業継続を支援し、対象地域の賑わい創出を目的として、空き店舗等を活用して出店する者に対し、予算の範囲内において三原村空き店舗等活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原村補助金等交付規則（平成22年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の交付対象となる者の要件や補助金額、補助期間等は、別表に定めるとおりとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 空き店舗等 店舗等の用に供していた建築物又は建物内の空き床で、現に使用されていないもの（以下「空き店舗」という。）
- (2) 出店 三原村内に店舗等を出店することをいう。
- (3) 親族 この要綱に限り第3親等までの親族をいう。

(補助金の交付申請)

第4条 申請者は、三原村空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、三原村空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第6条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、三原村空き店舗等活用支援事業補助金交付請求書（様式第3号）により、営業月の翌月の10日までに報告書（別紙様式1）を添付し、補助金を請求するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、申請者に補助金を交付する。

(営業日数等)

第7条 申請者は、別表に定める日数により営業しなければならない。ただし、村長の認める特別な事由がある時は、この限りではない。

- 2 申請者は、休業するときは、三原村空き店舗等活用支援事業補助金に係る営業休止届（別紙様式2）を村長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の返還相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(遂行状況の報告等)

第10条 村長は、必要がある場合は、申請者に対し事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査・指導等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

補助金の種類	性 質	運営費補助
	目 的	商業の活性化 空き店舗等の活用の促進 地域の居場所づくり
補助金の範囲	対象となる者の要件	対象地域内の空き店舗等を賃借して出店する者であって、次のすべての要件を満たすもの (1) 地域の賑わいの創出に寄与する業種として村長が特に認める業種を営むこと。 (2) 営む業種は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業でないこと。 (3) 村が若者交流事業や出会いイベントを実施する場合に、積極的に会場として提供するなど、村事業に協力すること等ができるもの。 (4) 出店する店舗の営業日数は、原則1ヶ月につき8日以上開店することとする。 (5) 賃借する空き店舗等を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。 (6) 出店する店舗について、補助金申請時及び補助期間後も継続して営業する意思があること。 (7) 法令又は条例に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。 (8) 税金を滞納していないこと。 (9) 当該空き店舗等の所有者と同一でないこと。 (10) 当該空き店舗等の所有者と親族関係又は生計を一にする者でないこと。 (11) 当該空き店舗等の所有者が法人の場合、当該法人の役員、その役員の親族、又は従業員等でないこと。 (12) 当該空き店舗等の所有者が法人で、かつ本補助金の申請者が別の法人である場合で、各法人の代表者が親族関係又は生計を一にする者でないこと。 (13) 宗教の普及又は政治活動を目的とした個人又は団体でないこと。 (14) 三原村暴力団排除条例(平成22年12月20日条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有する者でないこと。 (15) 空き店舗等の所有者（※）と賃貸借契約等を締結していること。 ※ 空き店舗等の所有者とは、空き店舗等を所有している者、空き店舗等所有者と賃貸借契約等を締結している者であって空き店舗等の賃貸借の権限を有している者を指す。
補助金の額		1事業者あたり60千円/月（定額）
補助期間		補助期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、申請については年度ごとに行うものとする。